

諮詢事項① 特定生産緑地の指定について

特定生産緑地の指定 別表及び別図1、2 資料2～4のとおり

理 由

本市では、平成3年4月の生産緑地法（昭和49年法律第68号）の改正をふまえ、平成4年に生産緑地地区の当初決定を行った。

このたび、申出基準日が近く到来することとなる生産緑地のうち、当該申出基準日以後においてもその保全を確実に行なうことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められ、当該生産緑地に係る農地等利害関係人の同意が得られたものを特定生産緑地として指定するにあたり、神戸市都市計画審議会に諮詢するものである。

また、農地等利害関係人の同意が得られていない生産緑地について、今後、申出基準日までに新たに同意が得られた場合に特定生産緑地として指定するために、あらかじめ神戸市都市計画審議会に諮詢するものである。